



赤ちゃんが生まれたら

出生届

市民課

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含めて14日以内に届出が必要です。

●届出義務者 父または母

●届出できる場所

原則として次のいずれかとなります。

○出産した市区町村

○本籍地または届出人の住所地の市区町村

市内では市役所市民課、小出支所（☎ 51-0005）、辻堂駅前出張所（☎ 82-8182）、香川駅前出張所（☎ 85-6700）、ハマミーナ出張所（☎ 58-6602）で届出ができます。

●持ってくるもの

出生届（病院等で出生証明書が付いた届書がもらえます）、母子健康手帳

小児医療費助成制度

変更あり
巻頭ページ参照

子育て支援課

▼小児医療証

赤ちゃんが生まれたら、医療証の交付申請をしてください。

医療機関等を受診したときの保険診療の自己負担額（通院・入院費）を助成する小児医療証を発行します。対象は市内在住のお子さんで、申請者はそのお子さんの父または母のうち所得の高い方となります。

●持ってくるもの

- ①お子さんの健康保険証（できていなければ、加入予定のもの）
- ②申請者、配偶者及び手続きの対象となるお子さんのマイナンバーを確認できるもの（マイナンバーカード等）
- ③身元確認書類（運転免許証やパスポート等）
- ④同意書（申請者が基準日に市外に住んでいた場合のみ）

▼償還払い

小児医療証は県内でしか使えないため、県外で受診したときや、医療機関に医療証を持っていくのを忘れてしまったときは、医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、後日、市に償還払いの申請をしてください。申請期限は診療日の3年後の同月末日までです。

●持ってくるもの

- ①小児医療証
- ②健康保険証（お子さんのもの）
- ③領収書
- ④申請者名義の口座内容がわかるもの（通帳やキャッシュカード）

児童手当

変更あり／巻頭ページ参照

子育て支援課

中学校修了前のお子さん（15歳になった後の最初の3月31日まで）を育てている方に支給されます。保護者が公務員の場合は勤務先での手続きとなります。一部所得制限があります。

▼次の場合は、15日以内に申請をしてください。

○お子さんが生まれた時

○住所が変わった時

○戸籍の届出をした時

○公務員になった時、公務員でなくなった時

※その他の場合等については、お問い合わせください。

●支給月

2月、6月、10月（年3回）



出生連絡票

変更あり／巻頭ページ参照

保健所健康増進課 ☎ 38-3331

出生連絡票は母子健康手帳にとじ込んであります。「こんにちは赤ちゃん訪問」等に活用しますので、なるべく早くご提出ください。心配なことがあれば、どのようなことでも記入してください。

産婦健康診査 変更あり／巻頭ページ参照

保健所健康増進課 ☎ 38-3331

産後の身体機能の回復、授乳状況を確認するため医療機関等で行う産婦健康診査の費用を助成する制度があります。母子健康手帳交付の際、補助券を一緒にお渡ししています。

こんにちは赤ちゃん訪問 変更あり／巻頭ページ参照

保健所健康増進課 ☎ 38-3331

生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を全戸訪問する制度です（無料）。赤ちゃんが生まれた家庭に電話等でご連絡しています。

- **訪問員** 助産師、保健師、各地区の主任児童委員のいずれか
- **訪問の内容**
 - 地域に密着した情報の提供、育児情報のリーフレット等の配布
 - 市の事業の紹介、子育て情報の提供（助産師・保健師の訪問では、子育てのアドバイスや母乳・発育の相談も行います。

産後ケア事業 変更あり／巻頭ページ参照

保健所健康増進課 ☎ 38-3331

産後のお母さんと赤ちゃんが、心身の休息をとり、助産師等による専門的なケアを受け、安心して自宅で生活できるようにサポートします。出産後おおむね4か月未満で、産後や心身の不調により保健指導を必要とする方、育児に不安がある方が対象となります。面談及び申請手続きが必要となりますので、ご利用を希望される方は、保健所健康増進課までお問い合わせください。



低出生体重児交流会 変更あり／巻頭ページ参照

保健所健康増進課 ☎ 38-3331

おおよそ1700g未満で生まれたお子さん（3歳未満）と保護者の方を対象に楽しい遊びと交流をする「ふれあいカンガルーサロン」を年4回行っています。詳しくは保健所健康増進課にお問い合わせください。

出産育児一時金 変更あり／巻頭ページ参照

保険年金課

国民健康保険に加入している方が出産した場合に支給されます。なお、妊娠12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。

- ▼ **支給額**
42万円
※手続きは、保険年金課にお問い合わせください（市から医療機関への直接支払制度はP11をご参照ください）。

勤務先等の健康保険に加入している方が出産した場合は、勤務先等へお問い合わせください。

国民健康保険の加入手続き 変更あり／巻頭ページ参照

保険年金課

国民健康保険に加入している方にお子さんが生まれた場合、お子さんの加入手続きが必要です。

- **持ってくるもの**
保護者の国民健康保険証
- 勤務先等の健康保険でお子さんを扶養にするには勤務先等で手続きが必要です。



林こどもクリニック

小児科・アレルギー科

日・祝は休診	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
15:00~18:00	●	●	●	△	●	△

0467-75-8808

寒川駅南口より徒歩2分
駅改札出て左側すぐ
【駐車場9台有】
寒川町一之宮1-3-36

寒川 林こどもクリニック
検索